

## [報告事項]

# 令和6年度事業計画

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

## 1 我が国の社会経済状況

我が国の経済は、コロナ禍を契機に、デジタル化及び脱炭素社会の実現へと大きな構造変革に向かおうとしています。アフターコロナは以前と同じ状態に戻るのではなく、デジタル・脱炭素を強く意識した社会構築を視野に活動の展開が求められている。

ロシアのウクライナ侵攻に加えてイスラエル・パレスチナ問題は長期化・泥沼化の様相を見せており、エネルギー危機と為替の円安の影響は諸物価の相次ぐ値上げとなり、国民生活の消費マインドはさらに落ち込んでいる。

これに対応すべく政府が進める物価上昇を上回る賃上げのは中小企業が大部分を占める我が国の産業構造においては資材費の高騰などにより実現のハードルは高い状況にある。

## 2 森林・林業・林産業をめぐる状況

我が国の森林資源は充実期にあり今後は「伐って 使って 植えて 育てる」という森林資源、特に人工林の循環利用を進める時期が到来している。

その森林資源を有効活用する木材利用は建築物に炭素を貯蔵することから、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献に大きな期待が寄せられている。

木材需要の駆動力である住宅投資は、従来からの人口減少・少子高齢化に加え、多くの人々がコロナ禍で安定した収入の減少に加え、物価高により経済生活に余裕がなくなるという消費減速の風に晒され、回復は見通せない状況が続くと観測されている。

このような状況下にあって林業・木材産業については建築基準法の改正もあって、住宅建築における使用される木材の品質の変化とともに国産材利用に注目が集まることから「産地が証明された木材」「品質性能の明確なJAS材」

の供給が重要になることを視野に入れた事業展開が必要である。更に、従来、実現が難しいとされてきた、川上から川下に至る情報連携による国産材の付加価値化（サプライチェーン・マネジメント）が推進されると木材流通業界も生き残りをかけてこれに的確に対応することが求められる。

そのような中、政府は「新たな森林林業基本計画」森林資源の適切な管理及び持続的利用を一層推進する計画とともに2050年「カーボンニュートラル」の実現を掲げ、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」への貢献に向けた施策を実施するための施策を展開している。この施策の一環である木材の利用拡大対策として「公共建築物等における木材の利用に関する法律」を改正し「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）を駆動力に木材利用を公共建築物のみならず一般の民間建築物に拡大する予算等措置をしている。また、これに呼応して民間建築物における木材利用を促進するため、経済・建築・木材供給団体・地方公共団体など川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会を発足させ「あらゆるところに木材を」という「ウッドチェンジ」を推進している。

さらに、ここ数年で広く浸透したSDGsの理念を反映し、持続可能な社会の実現のため、都市部の中高層建築、商業施設等の木造化・木質化への機運がかつてない高まりを見せており、大手外食チェーンの店舗などの消費者にとって身近な建築の木造化・木質化は、木の良さに触れる機会を増やし、木材利用拡大につながる。このことは、合法伐採木材の利用推進の観点からも、品質性能の明確なJAS製品に加え、合法伐採木材、森林認証材など産地が証明された木材の使用への関心が高まり、デジタル化への流れを含め、これらにきちんと対応できる供給体制の整備が求められている。

このような情勢に鑑み、全買連としては、組合組織内の「国産優良木材取扱店」、「合法木材・木質バイオマス利用材を取扱う認定事業者」の継続認定業務などの国産材の利用促進とこれらの流通段階における円滑な事業を展開するとともに社会の様々な分野で進むデジタル化に対応しつつ、組織と組合員の社会的・経済的地位の向上に向けて、次の事項について活動を展開する。

### 3 全買連の取り組み

#### (1) 地球温暖化防止に寄与する木材利用拡大の推進について

木材の利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するだけでなく地球温暖化防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化に貢献する。設計者、施主・工務店、大工等はもとより、森林環境譲与税の用途を含めて都市部の自治体や関係地域住民に対し、あらゆる用途への積極的な木材利用についてPR活動を行う。この一環として木材配送料の適正な徴収についての理解を促進するための諸活動を展開する。

#### (2) 合法木材・木質バイオマス利用材の利用推進について

民間施設への木材利用が促進する中で2025年度施行が予定されている改正「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称クリーンウッド法）」に適切に対応して合法木材・木質バイオマス利用材を取扱う認定事業者の増加に努めるとともに、産地等の証明のある合法木材の使用について、一層の普及推進を呼びかけていく。更に、証明の信頼性の維持・向上のため本年度は東京地区及び中京地区で研修会を開催する。

#### (3) JAS 製材品の普及推進について

JAS 製材品は、全国どこでも一定品質の製品が入手でき、品質・性能が保証されていて、建築・設計等の需要者ニーズに対応した信頼される製材品である。

JAS 製材については、省エネ基準の適合義務など見直しなど建築基準法の改正による組合員への研修及び消費者に向けた普及啓発セミナーなど機会をとらえて開催しJAS 製材品の利用拡大と、需要者・消費者への普及に努める。

#### (4) 木材流通のデジタル化に関する情報収集と発信

木材流通の段階において適正な対価が得られていない現状に対して理解を得る運動を起こすとともに、ICT技術の進歩によるサプライチェーンマネジメント（SCM）構築等、最新事情に関する情報収集を行い、流通改革や新しい事業等の可能性を追求する。

#### (5) 全買連共済保険制度の充実について

組合員の福祉共済事業として実施している「全買連共済保険」への加入促進について、太陽生命と一体となって、各単協の総会等での説明会の開催、

加入キャンペーン用リーフレットの作成・配布など、加入促進に力を注ぎ、組合員の相互扶助制度の充実強化を図る。

(6) 広報活動、情報提供等について

傘下組合員への情報提供として、ホームページを活用して発信力を高めるほか、必要な情報の提供を行う。また、情報提供については、ITを活用して迅速化を図る。

(7) 関係団体との連携強化について

木材利用推進、安定的な木材流通体制づくりのため、森林・林業・木材、建築・設計等の関係団体等との連携強化を推進する。

以上